

熊本県次期教育情報基盤システム基本設計業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

本事業の実施効果を最大限に高めるため、受託者が有する企画提案及び業務遂行能力等の専門性の高いスキル並びに幅広いネットワーク等を活用することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

2 委託する業務

(1) 事業名

熊本県次期教育情報基盤システム基本設計業務委託

(2) 業務内容

別添「熊本県次期教育情報基盤システム基本設計調達仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月20日（金）まで

(4) 委託限度額

41,800千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

※この金額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

なお、積算書の作成にあたっては、消費税10%で算定すること。

また、本委託業務の契約締結に係る上限額であるため、積算書の額がこの上限額を超えた場合には審査対象としない。

(5) 対象経費

委託業務の対象経費は、業務の実施に必要な人件費・旅費・資料作成費等一切の経費を含む。

3 受託者の要件

次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは第4号に規定する暴力団密接関係者又は地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者に該当しないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者
- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていない者
- (8) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。

- (9) ISO/IEC27001 認証を取得していること。または、プライバシーマーク認証を取得していること。
- (10) 調達仕様書3(3)①に示す要員について、以下ア～ウの資格及び実績を有していること。
- ア：PM、プロジェクト統括のどちらか1名が、以下①、②をともに満たすこと
- ①ITIL Managing Professional 又は ITIL エキスパートの資格を有すること。
 - ②IT コーディネータ又は IT ストラテジスト（情報処理技術者試験）の資格を有すること。
- イ：PM、プロジェクト統括のどちらか1名が国、都道府県又は政令指定都市において、情報システムに係るコンサルティング業務のプロジェクトマネージャ以上の責任者として携わった経験があること。
- ウ：プロジェクトメンバー内に下記①～④の資格保有者を1名以上有すること（資格保有者は重複でも可）。また、上記①～④の資格保有者のいずれか1名以上が、熊本県内に常駐または在住であること。
- ①シスコシステム社 CCIE(Cisco Certified Internetwork Expert)
又は CCNP(Cisco Certified Network Professional)
 - ②Google 社 Professional Google Workspace Administrator
 - ③Google 社 Professional Data Engineer
 - ④Google 社 Professional Cloud Database Engineer

4 受託者の選定

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積とする。

本契約は公募型プロポーザル方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積とする。

5 応募手続き

(1) 参加表明書等の提出

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下「参加表明書等」と総称する。）を提出する。

① 提出書類

ア 参加表明書（別紙様式1）

イ プロポーザル参加要件を満たすことの申立書（別紙様式2）

ウ 応募団体の概要が分かるもの（任意様式）、会社パンフレット等

② 問合せ及び提出先

「11 問合せ先」に同じ

③ 提出部数

1部

④ 提出期限

令和7年（2025年）7月22日（火）午後3時（必着）

※提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

⑤ 参加希望者への提供資料

参加希望者に対し、参加表明書等の受領時に令和7年3月時点の概要設計書を参加表明書に記載された宛先に電子メールにて送付する。

送付された概要設計書は当該企画提案にのみ利用できるものとし、企画提案終了後はデータを消去すること。

(2) 質問及び回答

① 質問方法

質問は、質問書（別紙様式3）により電子メールで送信すること。

質問の内容及び回答は、プロポーザルの参加表明者全員に電子メールで送付する。その際、質問者名は公表しないものとする。

② 質問受付

「11 問合せ先」に同じ

③ 質問受付期間

質問の受付期間は、令和7年（2025年）7月23日（水）午後3時までとする。

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（別紙様式4）

イ 企画提案内容

・ A4横置きサイズ

・ 表紙及び目次ページを除く片面25ページ以内

ウ 積算書（任意様式）※できる限り内訳を詳細に記載してください。

エ 事業者の取組に関する申出書（別紙様式6）

オ 本実施要領3（10）に示す保有資格、実績が分かる書類（任意様式）

② 質問受付

「11 問合せ先」に同じ

③ 提出部数

ア～エ 10部（正本1部、副本9部）

※企画提案書等は、ホチキス又はクリップ止めすること（ファイリング不要。）

なお、提出書類は、①のアからエの順番で添付すること。

オ 1部

④ 企画提案内容

ア 総論

・ 文部科学省等の方針に基づき、既存システムからの移行、学校現場の利用者を意識した進め方、課題とその解決策を記載すること。

・ 事業範囲を網羅した実施スケジュールを記載すること。

イ 調査方法と実施体制

・ 現行業務・機能の調査方法、効率化の工夫を記載すること。

・ 調査結果から課題抽出やコスト算出を行う方法論について記載すること。

・ 本事業の体制図を記載すること。その際、調達仕様書3（3）①の種別に対応する要員及び各要員の本実施要領3（10）に示す保有資格、実績は必ず記載すること。

ウ システムの検討方針

- ・動作にかかる担保の方法や、運用管理者の負担等を考慮し、利用者が安定的にシステムを利用するための準備や計画について記載すること。
- ・利用者がシステムを利用する際のセキュリティ対策について記載すること。
- ・移行や運用にかかる管理者および利用者の負担軽減策を記載すること。
- ・教育委員会・学校・ベンダー間の運用時の役割分担を明確に記載すること。

エ その他提案、コスト低減

- ・市町村立学校のシステム利用方法案と、システム利用における、県教育委員会と市町村教育委員会の役割について記載すること。
- ・仕様書に記載がないもので、業務の目的達成に資する提案や、学校現場での業務効率化に有益な提案等を記載すること。
- ・コスト削減の工夫（共通化、クラウド活用、ライセンス形態など）を記載すること。

⑤提出期限

令和7年（2025年）7月29日（火）午後5時（必着）

※提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

6 審査の実施

（１）プレゼンテーションの実施

① 開催日程

ア 日時

令和7年（2025年）8月4日（月） ※詳細は別途連絡

イ 場所・方法

熊本県庁内 ※詳細は別途連絡

ただし、オンライン会議システムによる遠隔プレゼンテーションも可能とする。

オンライン会議希望の有無は、参加表明書に記載すること。

なお、オンライン会議システムは Google の Web 会議システムの Meet を利用予定である（接続テストとプレゼンテーションの前に指定のメールアドレスに URL を通知する）。

プレゼンテーション会場には、大型モニタ及び HDMI ケーブルを準備しており、利用が可能。

② 説明者

本業務委託の責任者が説明を行うこと。

③ プレゼンテーションに関する留意事項

ア 持ち時間

提案者1者につき15分（その後、10分間の質疑応答）を予定。

イ 資料等

企画提案書を使ってプレゼンテーションを行うこと。

プレゼンテーションでのプロジェクタ・パソコン等の電子機器の使用は可能とする。使用希望の有無及び使用機器については参加表明書に記載すること。

なお、プレゼンテーションにおいては企画提案書に記載された以外の内容を話した場合、当該部分は評価対象としない。

（２）審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、別紙の審査項目について、複数の審査員による審査を行い、各審査員の合計点を合計した点が各審査員の配点を合計した点の6割以上の評価を受け、かつ最上位の得点者を受託候補者として選定する。

また、合計点が同点となった場合、「ア 業務遂行能力」の高い者を最適提案者とし、それもまた同点の場合、審査員の協議によって決定する。

なお、「事業者の取組」に係る評価の基準日は、公告日（令和7年（2025年）7月14日）とする。

（3）結果通知

受託候補者及びプレゼンテーションに参加した者に対し、選定の結果通知を書面で行う。

7 契約

受託候補者と企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

8 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を県に提出したときに返還する。

また、次のいずれかの事項に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ・ 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券を提出したとき。
- ・ 契約の相手方が、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に遂行したと称する書類を提出したとき。

9 その他留意事項

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）提出書類等に関する事項

- ① 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- ② 参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出及び提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付資料も含め参加者に返却しないものとする。
- ④ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
- ⑤ 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。

- ⑥参加表明手続を行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。
- (3) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「3 受託者の要件」に規定する参加要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

10 スケジュール（予定）

○参加表明書提出期限	令和7年7月22日（火）午後3時必着
○質問期限	令和7年7月23日（水）午後3時
○企画提案書提出期限	令和7年7月29日（火）午後5時必着
○審査会（プレゼンテーション）	令和7年8月 4日（月）午前
○結果通知	県の審査後、審査結果を通知
○契約内容協議・契約締結	審査会以降速やかに
○委託終了	令和8年3月20日（金）

11 問合せ先

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室
電話 096-333-2673（直通） FAX 096-384-1509
E-mail kyouikujouhou@pref.kumamoto.lg.jp